防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第二十八号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「整備」の下に「又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業」を加え、同条第二項中「の整備」の下に「又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるもの」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に改正前の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第九条第一項の規定により指定されている特定防衛施設又は特定防衛施設関連市町村は、それぞれ改正後の同項の規定により指定された特定防衛施設又は特定防衛施設関連市町村とみなす。

3　この法律による改正後の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第九条第二項の規定は、平成二十二年度の予算に係る特定防衛施設周辺整備調整交付金から適用し、平成二十一年度の予算に係る特定防衛施設周辺整備調整交付金で翌年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

防衛大臣　北澤　俊美

内閣総理大臣　菅　直人

政　令

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百十号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の五第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七条に次の一項を加える。

2　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「当該経費の三割」とあるのは、「当該経費の四割」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　片山　善博

内閣総理大臣　菅　直人

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百十一号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「（特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てることができる公共用の施設の整備又は事業）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第九条第二項の政令で定める事業は、次に掲げる事業（国が行うもの及び国がその経費の一部を負担し、又は補助するものを除く。）とする。

一　防災に関する事業

二　住民の生活の安全に関する事業

三　通信に関する事業

四　教育、スポーツ及び文化に関する事業

五　医療に関する事業

六　福祉に関する事業

七　環境衛生に関する事業

八　産業の振興に寄与する事業

九　交通に関する事業

十　良好な景観の形成に関する事業

十一　前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの

第十九条中「第五条及び」を「第五条、第十四条第二項第十一号及び」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　北澤　俊美

内閣総理大臣　菅　直人

省　令

○総務省令第四十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十七日

総務大臣　片山　善博

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「四割」とあるのは、「五割」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。